

愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛 県

第364号

令和 4 年12月 2 日金曜日 第364号

◇ 目 次 ◇
告 示

1 2					
医療機関の指定		(保健福祉課)	. 987
指定医療機関の廃止の届出		(")	. 987
指定施術機関の廃止の届出		(")	. 987
指定施術機関の辞退		(")	. 987
介護機関(居宅介護事業者)の指定		(")	. 988
介護機関(介護予防事業者)の指定		(")	. 988
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更		(")	. 988
指定介護機関(介護予防事業者)の変更		(")	. 988
指定介護機関(介護予防・日常生活支援事業者)の変更		(")	. 989
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出		`)	. 989
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出		(")	. 989
落札者等の告示			(水産課	.)	. 989
指定居宅サービス事業者の指定	(東予均	也方局	地域福祉課	.)	. 989
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(,	")	. 990
土地改良区役員の就退任の届出	(東予均	也方局	農村整備課	.)	. 990
道路の区域変更(県道河中平井停車場線)	(=	中予地	方局管理課	.)	. 990
道路の供用開始 (")	(")	. 991
開発行為に関する工事の完了	(中予地	也方局	建築指導課	.)	. 991
公告					
砂利採取業務主任者試験の合格者の発表		(土木管理課)	. 991
公営企業告示					
落札者等の告示	(公営1	企業管	理局総務課	(. 991

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称			名称		医療機関の所在地	指定年月日
あ	١١	6	薬	局	東温市北方3206番地 3	令和4年10月1日

○愛媛県告示第1207号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、 指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称				医療機関の所在地	廃止年月日
古	泉	眼	科	伊予郡松前町筒井850番 エミフルMASAKI 1階	令和 2 年 8 月31日

○愛媛県告示第1208号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

施	施術機関の氏名			施術機関の住所	廃止年月日
永	:井	満	望	宇和島市津島町岩松丁20 - 2	令和4年7月31日

○愛媛県告示第1209号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関の辞

退があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

施	術	機	関	施		術		所	辞	退
氏			名	名	称	所	在	地	年月	日
星	野	泰	隆	星野鍼灸	:接骨院	今治市_	上徳一丁目	∄7 - 38	令和 9月	4年 24日

○愛媛県告示第1210号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3-1	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	令和4年8月1日

○愛媛県告示第1211号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者) の名称	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3-1	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	令和4年8月1日

○愛媛県告示第1212号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業者)から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	- 変更年月日
介護事業者)の日	所 在 地	名称	所 在 地	
株式会社 FUNKY FA	(変更後) 伊予郡松前町大字北黒田652 番地 3	ケアサポート とにかく笑え	(変更後) 伊予郡松前町大字北黒田652 番地 3	- 令和4年9月1日
MILY COMPANY	(変更前) 伊予市双海町上灘甲5812番地 2	れば	(変更前) 伊予市双海町上灘甲5812番地 2	4444311D

○愛媛県告示第1213号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(介護予防事業者)から主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和4年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	及丈牛力口
株式会社 FUNKY FA	(変更後) 伊予郡松前町大字北黒田652 番地 3	ケアサポート とにかく笑え	(変更後) 伊予郡松前町大字北黒田652 番地 3	令和4年9月1日
MILY COMPANY	(変更前) 伊予市双海町上灘甲5812番地 2	れば	(変更前) 伊予市双海町上灘甲5812番地 2	₹₩4 ₩9

○愛媛県告示第1214号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(介護予防・日常生活支援事業者)から主たる事務所の所在地及び介護予防・日常生活支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護予防・ 日常生活支援事業者)の	主た	る事務	所の	介護予防	方・日常生活す	を援事業を	行う事	業所	変更年月日
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
株式会社 FUNKY FA	(変更後 伊予郡松 番地 3	:) 公前町大字』	公黒田652	ケアサポート	とにかく笑え	(変更後 伊予郡松 番地3) 前町大字:	北黒田652	令和4年9月1日
MILY COMPANY	(変更前 伊予市双 2	i) 【海町上灘甲	5812番地	れば		(変更前 伊予市双 2) 海町上灘印	月5812番地	

○愛媛県告示第1215号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(居宅介護事業者)から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	護事業を行う事業所	廃止年月日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	廃业年月日
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋五丁目11番3号	住友別子病院	 新居浜市王子町3-1 	平成21年 3 月31日

○愛媛県告示第1216号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関(介護予防事業者)から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護	介護機関(介護 主たる事務所の 予防事業者)		廃止に係る介護予防事業を行う事業所	
アの事業も分の名称	所 在 地	名称	所 在 地	廃止年月日
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋五丁目11番 3 号	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	平成21年 3 月31日

○愛媛県告示第1217号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係 る契約金額	入札公告日	随意契約にした理由
魚病診断等支援システム構 築委託業務 一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 〒790 - 8570 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	令和 4 年10月20日	株式会社NPシス テム開発 代表取締役会長 塩梅 敏 〒791 - 8015 愛媛県松山市中央 一丁目9番13号	69 986 400円 (税込)	令和4年6月24日	「愛媛県魚病診断等支援システム構築委託業務公募型プロポー サル手続等に関する説明書」に 基づき、左記の者を最優秀提案 者として選定したため。

○愛媛県告示第1218号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 令和4年12月2日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

-	指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	サ	-	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
Ľ	名称又は氏名	名				称		所		在		地	加足千万日	り こ人の行主共
材	ま式会社デイサービス愛	ヘルパー	ステー	ション	愛		愛	媛県今清	台市東	鳥生町-	一丁目	6番7号	令和 4 年10月 1 日	訪問介護

○愛媛県告示第1219号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

指定介護療養型医療施設の開設者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	介	護	療	養	量 医療施設		設	辞退年月日	サービスの種類		
	名				称		所		在		地	H 应 千 万 口	シ こへの作業
医療法人せいだ循環器内科	せいだ循	環器内	科			愛	媛県新	居浜市	横水町	2 番51 !	号	令和 4 年10月 1 日	介護療養型医療施 設

○愛媛県告示第1220号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び 退任した旨の届出があった。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

就 任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	脇		武	延	四国中央市妻鳥町635番地の1
"	横	尾		昇	四国中央市妻鳥町396番地
"	石	Ш	昌	司	四国中央市妻鳥町2738番地
"	篠	原	紀	文	四国中央市妻鳥町1050番地の 2
"	井	Ш	幸	彦	四国中央市妻鳥町925番地
"	髙	橋	正	吉	四国中央市妻鳥町2478番地
"	内	海	敏	浩	四国中央市妻鳥町2201番地
"	佐	藤	勝	実	四国中央市妻鳥町2598番地の8
"	篠	原	章	夫	四国中央市妻鳥町1375番地
"	石	Ш	光	男	四国中央市妻鳥町1879番地の10
"	石	Ш		勇	四国中央市妻鳥町1474番地
"	仙	波	孝	文	四国中央市妻鳥町1310番地
"	守	谷	泰	_	四国中央市妻鳥町115番地の 2
"	白	Ш	満	男	四国中央市川之江町60番地の 2
監事	石	Ш	博	之	四国中央市妻鳥町1232番地の1
"	井	Ш	麻	夫	四国中央市妻鳥町2711番地

		四国中央市妻鳥町715番地の1
"	星川賢二	四国中央市川之江町3087番地 6

退任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	脇		武	延	四国中央市妻鳥町635番地の1
"	森	實	重	隆	四国中央市妻鳥町72番地の 1
"	横	尾		昇	四国中央市妻鳥町396番地
"	石	Ш	昌	司	四国中央市妻鳥町2738番地
"	井	Ш	幸	彦	四国中央市妻鳥町925番地
"	髙	橋	正	吉	四国中央市妻鳥町2478番地
"	熊	野	敏	彦	四国中央市妻鳥町2243番地の 1
"	佐	藤	俊	明	四国中央市妻鳥町2597番地の 1
"	仙	波		規	四国中央市妻鳥町1383番地の 1
"	髙	橋		勝	四国中央市妻鳥町1860番地の 1
"	篠	原	_	志	四国中央市妻鳥町1437番地
"	石	Ш		勇	四国中央市妻鳥町1474番地
"	篠	原	紀	文	四国中央市妻鳥町1050番地の 2
"	守	谷	久	徳	四国中央市妻鳥町129番地 1
"	石	Ш	順	_	四国中央市川之江町93番地の 3
監事	石	Ш	博	之	四国中央市妻鳥町1232番地の 1
"	井	Ш	麻	夫	四国中央市妻鳥町2711番地
"	石	Ш	_	義	四国中央市妻鳥町715番地の 1

○愛媛県告示第1221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県 道 河中平井停車場			5+旦4白	松山市北梅本町甲2824番 7 から	旧		・ル 2~	7 5	キロメ- 0 2				
宗 追	/PJ 47-7	F开1字5	早 少初秋	同町甲2748番3まで		新	8 .	0 ~ 2	22 8	0 2	59		

○愛媛県告示第1222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	河中平	平井停耳	車場線	松山市北梅本町同町甲2748番 3		7 から					令和 4 年12月 2 日

○愛媛県告示第1223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和4年12月2日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4 中局建 (開)第33号 令和 4 年11月24日	東温市志津川字中道甲1316番 3	東温市横河原387番地 4 ディアスカネキ A 棟202号 濱 田 心 濱 田 麻 衣 子

公 告

愛媛県知事 中 村 時 広

〇公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

令和4年11月11日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、 次のとおりである。

令和4年12月2日

受験番号	受験番号	受験番号
1	2	4

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。 令和4年12月2日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

	落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
ì	過酸化水素低温プラズマ滅菌器 1 式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市湊町 四丁目4番地1伊 予鉄本社ビル2F	令和 4 年10月26日	株式会社カワニシ松山 支店 愛媛県松山市枝松五丁 目 6 - 45	34 980 000円	一般競争入札	令和4年9月13日

令和 4 年12月 2 日 発行 991